平成２８年（フ）第２１０４号
札幌市清田区平岡３条３丁目１番29号　クラージュ平岡101号
破産者　皆川みゆき
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５１号
札幌市東区北25条東８丁目１番31号　近藤セラミックハウス104号
破産者　多田　義信
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６３号
岩手県大船渡市日頃市町字長安寺92番地19
破産者　藤原喜久江
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３１２号
盛岡市小鳥沢２丁目24番15号
破産者　大坂　勇磨
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第８７号
群馬県みどり市笠懸町阿左美923番地17、住民票上の住所群馬県みどり市大間々町桐原709番地３
破産者　唐沢　　均
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第９０号
群馬県桐生市川内町４丁目424番地の10
破産者　関山　保夫
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第９号
埼玉県三郷市早稲田７丁目２番地３号棟104号
破産者　坂本　直樹
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
埼玉県草加市金明町727番地　グランディールＹＯＫＯＹＡＭＡ２―302号
破産者　浅香　岳夫
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３５０号
静岡県熱海市上多賀157番地の６
破産者　小川美保子
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３９３号
静岡県三島市塚原新田55番地の１
破産者　田中いそ子
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２５号
静岡県三島市一番町９番２号　加藤ビル401、前住所静岡県伊東市富戸1099番地の24
破産者　手塚　員由
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
京都府綾部市岡町鳥居27番地の１　プチニュアージュ203号、前住所大阪府大東市大野１丁目12番８号　メゾンドユーパートⅡ201
破産者　浅川奈穂子
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第４１２号
兵庫県神崎郡神河町猪篠504番地
破産者　藤原　　均
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４１３号
兵庫県神崎郡神河町猪篠504番地
破産者　藤原　美雪
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３３号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3792番地　清水アパート２―１号、破産手続開始決定時の住所愛媛県南宇和郡愛南町城辺乙456番地
破産者　小野山高広
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第１７１４号
福岡市城南区堤１丁目10番23―101号
破産者　田崎　嘉友
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７３４号
福岡市博多区千代２丁目４番23―802号
破産者　副島　和芳
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２６号
福岡市南区横手２丁目36番20―303号、前住所福岡市南区柳瀬１丁目４番７号
破産者　山口　義雄
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部